

指導員資格継続要件

日本赤十字社兵庫県支部

日本赤十字社救急法等講習規則施行細則 7 条
(指導者の資格の継続) に規程する指導員資格の継続要件

指導員資格は、指導員認定証の有効期間（3 年間）ごとに更新手続を行うこととし、以下のすべてに該当する者について当該資格を継続する。

- 1 日本赤十字社の救急法等指導員として、赤十字の理念と使命を理解し、兵庫県支部の講習普及計画等に基づき活動を継続する意思があり、人間的にも指導者としてふさわしい者であること。
- 2 指導員認定証の有効期間中において、一般普及講習及び短期講習等の指導実績が優秀で、毎年 1 回以上はあること。ただし、特別な事情がある場合は、3 年間を通じて 3 回以上の実績があることをもって、上記要件に変えることができること。
(特別な事情がある場合は、書面をもって申請すること(指導できない事由とその期間を記載のこと。様式は問わない))
なお、指導員の指導技術の維持・向上を図るために、3 年間で、救急法指導員は 30 時間以上、その他の指導員は 20 時間以上の講習指導していること。
 - ※ 特定の職域や学校のみを指導することは、支部の講習普及方針に反しますので指導実績には含めない。(所属以外の講習での指導に加えて、所属組織で指導した場合は、指導実績に含める。)
 - ※ 初回の更新者は、回数及び時間数を軽減することとする。
 - ※ 複数の資格を有する指導員は、それぞれの講習で毎年 1 回以上指導していること。指導時間は、3 年間で、救急法を含む指導員は合計 30 時間以上、その他の指導員は合計 20 時間以上とする。
 - ※ 青少年赤十字加盟校での提供プログラム等の講習についても、本社通知により講習指導時間として計上することとする。
- 3 指導員資格の更新が 3 回目に達する時は、指導員資格種別ごとに講師による審査を受けなければならない。
 - ※ 知識・技術等の適正の再確認を目的とする。
- 4 日本赤十字社救急法等講習規則第 8 条に該当していないこと。
 - ※ 日本赤十字社救急法等講習規則第 8 条（資格の取り消し）
社長または支部長は、指導者が指導者としての名誉をき損し、または心身に障害を生じる等のほか、指導者として不適当と認めるにいたった時は、指導者資格の有効期間に関わらず、その資格を取り消すことができる。
- 5 日本赤十字社救急法等講習規則施行細則 8 条に規程する指導員研修を毎年修了していること。
 - ※ 日本赤十字社救急法等講習規則施行細則 8 条（指導者の研修）
支部長は、指導員の研修を毎年行い、社長は、講師の研修を必要に応じて行うものとする。

附則： 平成 24 年 4 月 1 日 提供プログラム等における講習指導時間の取り扱いについて記載。
令和 3 年 4 月 1 日 日本赤十字社救急法等講習規則施行細則の一部改正(令和 2 年本達丙第 10 号)に伴い、指導員資格継続要件を変更。